諮問番号:平成30年諮問第12号答申番号:平成30年答申第14号

答申書

第1 京都府行政不服審査会(以下「審査会」という。)の結論

本件諮問に係る審査請求(以下「本件審査請求」という。)の一部を却下し、一部 を棄却すべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、〇福祉事務所長(以下「処分庁」という。)が審査請求人に対して行った 生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「法」という。)に基づく保護変更決定処分 に関して、審査請求人が、障害者に係る加算や控除された年金が加味されていない、 消費税増税分の上乗せがなされていない等と主張して、当該処分の取消しを求める事 案である。

第3 審査請求に至る経過

審査請求に至る経過については、次のとおりである。

- 1 審査請求人は、処分庁に対し、法に基づく保護を申請し、処分庁は、平成20年12月 3日付けで審査請求人の保護を開始した。
- 2 平成29年10月11日、同年4月28日から入院していた審査請求人が、入院先の医療機 関を退院した。
- 3 処分庁は、平成29年10月13日付けで、審査請求人に対して、同月12日を実施日とする法に基づく保護変更決定処分(以下「本件処分①」という。)を行った。
- 4 処分庁は、平成29年10月16日付けで、審査請求人に対して、同年11月1日を実施日とする法に基づく保護変更決定処分(以下「本件処分②」という。)を行った。
- 5 平成29年11月7日、審査請求人は、審査庁に対し、本件処分①及び本件処分②(以下「両処分」という。)の取消しを求める審査請求2件を行った。
- 6 処分庁は、平成29年12月19日付けで、審査請求人に対して、同年10月12日を実施日とする重度障害者加算を認定する法に基づく保護変更決定処分(以下「追給処分」という。)を行った。

第4 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、本件処分①について、加算されるべき障害者に係る加算や介護保険料の特別徴収分が加算されておらず計算の間違いがある、また、1箇月以上入院する者の入院患者日用品費の算定は、入院を余儀なくされた要保護者の生活を困難にするものである、本件処分②について、消費税増税分の上乗せがないため、実質的には減

額効果となっており、最低生活を保障するものにはなっていない等と主張して、両処分の取消しを求めている。

2 処分庁の主張

- (1) 本件処分①について、「生活保護法による保護の基準」(昭和38年4月1日付け厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。)及び「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)に基づいて、審査請求人の世帯の最低生活費を認定している。
- (2) 本件処分②について、法第8条第1項の規定に基づいて厚生労働大臣が定めた保護基準に従って最低生活費を算定しており、処分庁には裁量の余地がないものである。また、本件処分②に係る重度障害者加算については、局長通知第7の2の(2)のエの(エ)に基づいて、退院の日の翌日を実施日とする追給処分を行っている。
- (3) 以上のとおり、これらの処分は法令に基づき適法かつ適正に行われたものであるから、本件審査請求を棄却するとの裁決を求めている。

第5 法令の規定等について

1 法第4条第1項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と、法第8条第1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と規定している。

具体的には、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知)等に従い、厚生労働大臣の定める保護の基準に基づいてその者の属する世帯の最低生活費を算定し、この金額とその世帯の収入とを比較して、その世帯の最低生活費のうちその世帯の収入(収入充当額)で補えない部分、つまり最低生活費から収入充当額を差し引いた差額を生活保護費として支給することとなっている。

- 2 年金等の収入認定については、局長通知第8の1の(4)のアにおいて、「国民年金法 (中略)による給付で、6か月以内の期間ごとに支給される年金(中略)については、 実際の受給額を原則として受給月から次回の受給月の前月までの各月に分割して収入 認定すること。」と、介護保険料の特別徴収については、同イにおいて、「老齢年金等 で、介護保険法135条の規定により介護保険料の特別徴収の対象となるものについて は、特別徴収された後の実際の受給額を認定すること。」とされている。
- 3 入院患者の基準生活費の算定については、保護基準別表第1第3章の1の(2)のアにおいて、「病院(中略)に1箇月以上入院する者」について入院患者日用品費を算定するとされている。また、局長通知第7の2の(3)のエにおいて、「入院患者日用品費は入院日の属する月の翌月の初日から計上すること。」と、同キにおいて、「入院患者日用品費が算定されている入院患者が退院又は死亡した場合は、入院患者日用品費は退院等の日まで計上すること」と、局長通知第7の2の(1)のイにおいて、「同一の月において入院患者日用品費(中略)と居宅基準生活費をあわせて計上するとき(中略)における居宅基準生活費は、入院患者日用品費(中略)が計上される期間を除いた日数に応じて計上すること。」とされている。

- 4 重度障害者加算については、局長通知第7の2の(2)の工の(エ)において、「障害者加算の認定を受けている者について、月の中途の入院入所又は退院退所に伴い、基準生活費の認定変更を行う場合は、これとあわせて加算額の認定変更も行うこと。」とされている。そして、保護基準別表第1の第2章の2の(3)において、重度障害者加算は、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和50年政令第207号)別表第1に定める程度の障害の状態にあるため、日常生活において常時の介護を必要とする者((中略)障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令(昭和50年厚生省令第34号)第1条に規定する施設に入所している者を除く。)」について算定する旨を定めている。
- 5 保護の要否及び程度の決定については、局長通知第10の2の(8)において、「最低生活費又は収入充当額の認定を変更すべき事由が事後において明らかとなった場合は、(中略)当該事由に基づき扶助費支給額の変更決定を行なえば生ずることとなる返納額(中略)を、次回支給月以後の収入充当額として計上して差し支えないこと。」と示されている。
- 6 冬季加算については、保護基準別表第1第1章の1の(2)の基準生活費の算定に従って、第2類の表に定める地区別冬季加算額を加算することとされている。
- 7 消費税率の引上げについては、平成26年度の保護基準額改定にあたり、税率の引上 げによる影響等も勘案されている。

第6 審理員意見書及び諮問の要旨

1 審理員意見書の要旨

(1) 結論

本件審査請求のうち、重度障害者加算についての審査請求人の主張は、審査請求 の利益が消滅しており不適法と認められることから却下されるべきであり、その余 の請求は、理由がないと認められることから棄却されるべきである。

(2) 理由

ア 本件処分①について

まず、年金等の収入認定について、処分庁は、審査請求人が介護保険料の特別 徴収の対象となっていることから、局長通知第8の1の(4)のイに基づき、特別 徴収された後の実際の受給額で収入認定を行い、また、審査請求人が平成29年4 月28日に措置入院したことに伴い、基準生活費を居宅基準から入院基準に変更し たため生じた返納額○円について、局長通知第10の2の(8)に基づき、収入充当 額として計上したものと認められる。

次に、入院患者の基準生活費の算定について、処分庁は、審査請求人が、平成29年4月28日に入院したため、保護基準別表第1第3章の1の(2)のアに基づき入院患者日用品費を算定していたところ、審査請求人が、同年10月11日に退院したことにより、局長通知第7の2の(3)のキに基づき、退院した翌日である同年10月12日以降の審査請求人の世帯の最低生活費を入院基準から居宅基準に変更したものと認められる。

したがって、本件処分①は、法令等の定めるところに従って適法かつ適正にな されたものであり、違法又は不当な点は認められない。

イ 本件処分②について

まず、重度障害者加算について、処分庁は、審査請求人が平成29年10月11日に退院したことに伴い、入院基準から居宅基準への基準生活費の認定変更を行うのに併せて、本件処分②において、退院の日の属する月の翌月の初日である同年11月1日を実施日とする加算額の認定変更を行った後、局長通知第7の2の(2)のエの(エ)に基づき、当該加算の実施日を同年10月12日とする追給処分を同年12月20日付けで行い、これを審査請求人に通知していることから、本件処分②のうち重度障害者加算に係るものの取消しを求める法律上の利益は消滅しており、審査請求人の審査請求の利益は認められない。

次に、冬季加算について、処分庁は、厚生労働大臣の定める保護基準に従って 決定したものと認められる。

さらに、消費税率の引上げによる影響の保護費への反映について、平成26年度 の保護基準の改定にあたり、消費税率の引上げによる影響等が勘案されており、 本件処分②は、当該影響等を反映した厚生労働大臣の定める保護基準に従って決 定したものと認められる。

したがって、本件処分②は、重度障害者加算の実施日の認定について、追給処分により審査請求の利益が消滅したほかは、法令等の定めるところに従って適法かつ適正になされたものであり、違法又は不当な点は認められない。

2 審査庁による諮問の要旨

(1) 諮問の要旨

審査庁は、審理員意見書の結論と同様に、本件審査請求の一部を却下し、一部を 棄却すべきであると考えるので、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第43条第 1項の規定により、審査会に諮問する。

(2) (1) の判断をしようとする理由 1 の(2) に同じ。

第7 調査審議の経過

- 1 本件審査請求を取り扱う審査会の部会 第1部会
- 2 調査審議の経過

調査審議の経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成30年9月3日	審査庁が審査会に諮問
" 9月20日	第1回調査審議(第1部会)
" 9月25日	審査関係人の書面提出期限(書面の提出なし)
" 10月25日	第2回調査審議(第1部会)
" 10月26日	答申

第8 審査会の判断の理由

1 本件審査請求のうち、重度障害者加算に係る部分については、処分庁は、本件処分 ②において、審査請求人が退院した日の属する月の翌月の初日である平成29年11月1 日を実施日とする加算額の認定変更を行った後、局長通知第7の2の(2)のエの(エ) に基づき、当該加算の実施日を退院した日の翌日である同年10月12日とする追給処分 を同年12月19日付けで行っていることから、取消しを求める法律上の利益は消滅して いる。

したがって、不適法な審査請求であり却下されるべきであるとした審査庁の判断は 妥当である。

- 2 審査請求人は、第4の1に記載のとおり、両処分が違法又は不当であり、取り消されるべきである旨を主張していることから、以下この点を検討する。
- 3 本件処分①について、処分庁は、審査請求人が平成29年10月11日に退院した事実を確認したため、局長通知第7の2の(3)のキに基づき、退院した日の翌日である同年10月12日以降の審査請求人の世帯の最低生活費を入院基準から居宅基準に変更しており、年金等の収入認定については、局長通知第8の1の(4)のア及びイに基づき、介護保険料が特別徴収された後の実際の受給額により行っているものと認められる。

また、入院患者日用品費は、保護基準及び局長通知に従って算定されているものであり、その算定が要保護者の生活を困難にするものであるとする審査請求人の主張は、採用することができない。

本件処分①について、その他の違法又は不当な点は認められない。

4 本件処分②について、処分庁は、保護基準別表第1の生活扶助基準第1章の1の(2) の基準生活費の算定に従って、第2類の表に定める地区別冬季加算額を加算している。 また、最低生活費は、保護基準に従って算定されているものであり、消費税率の引上げが加味されていないとする審査請求人の主張は、採用することができない。 オルロンのにないで、スの体の表法スルズルなどは高いないという。

本件処分②について、その他の違法又は不当な点は認められない。

5 結論

以上の理由から、第1の審査会の結論のとおり判断するものである。

京都府行政不服審查会第1部会

委員(部会長)北村和生委員岩崎文子委員岡川芙巳